

広島県告示第七百四十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した事務所		廃止年月日
			名称	所在地	
株式会社アイ・テック	株式会社アイ・テック	広島市安佐北区深川二丁目三八番二号	株式会社アイ・テック介護サービスふれあい・高田事業所	安芸高田市吉田町常友一二六九番二号レトア安芸高田一階	平成一九年五月一日
株式会社コムスン	株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン広島西原ケアセンター	広島市安佐南区西原三丁目一六番二七号	平成一九年四月三〇日
株式会社コムスン	株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン広島横川ケアセンター	広島市西区楠木町一丁目二三番四号	平成一九年四月三〇日
株式会社コムスン	株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン広島戸坂ケアセンター	広島市東区くるめ木一丁目四番二一號	平成一九年四月三〇日
企業組合労協センター事業団	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目一番二号光文社ビル六階	ワーカーズコープせせらぎ	広島市安佐南区緑井四―三〇―一	平成一九年五月三一日
株式会社コムスン	株式会社コムスン	東京都港区六本木一〇番一号	株式会社コムスン福山サポートセンター	福山市新涯町二丁目三―一五ワークタイガービル一階	平成一九年四月三〇日